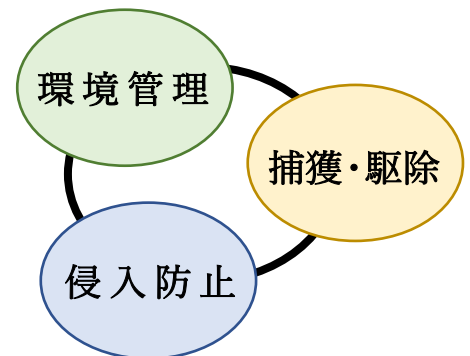


野生鳥獣による農作物被害を防ぐために

近年、野生鳥獣による農作物被害の報告が増えてきています。野生鳥獣による被害を防ぐためには、「環境管理」、「侵入防止」、「捕獲・駆除」の3つを総合的かつ継続的に行うことが重要です。
できることから取り組んでいきましょう。



環境管理

- ・ 現状を知る…地域環境の点検、ハザードマップ作成
- ・ 隠れ場所を減らす…休耕地の整備、草刈り、水路の掃除等
- ・ 誘因を減らす…未収穫作物を片付ける、墓地のお供え物を持ち帰るようにする等
- ・ ニホンザルやカラスの場合には追い払い

鳥獣が寄りつきにくい環境を整えましょう。地域ぐるみで継続的に行うことが重要です。地域の環境の良い点と悪い点を実際に確認し、点検してみませんか？

侵入防止

- ・ 柵や網による田畑の防御
- ・ 広域の侵入防止柵

イノシシ等の有害鳥獣の侵入防止のため、適切な防護柵の設置とその後の適切な維持管理が重要です。間違った方法で柵を設置すると効果が得られません。また、適切に設置された柵でも管理が不十分であると効果が低下してしまいます。設置後は定期的に点検して破損がないか確認するようにしましょう。

西尾市では野生イノシシ被害防止対策事業としてイノシシ等による農作物被害防止のための防護柵の費用を一部補助しています（既に購入・設置した柵については対象外です）。

詳しくは西尾市ホームページをご確認いただくか、農水振興課へご相談ください。（予算には限りがあります。なくなり次第終了となります。）

捕獲・駆除

- ・ 農地における箱わな等による捕獲※
- ・ 広域な個体数調整

西尾市鳥獣害対策協議会では、西尾市猟友会に依頼してイノシシ等の捕獲・駆除を行っていますが、環境管理・侵入防止が不十分な中で捕獲だけを実施しても効果は低いです。総合的な対策には地域の方々の協力が不可欠です。

西尾市鳥獣害対策協議会では小型獣による農作物被害に対して小型箱わなを貸し出しています。貸し出しの手続きのほかに鳥獣捕獲等許可の申請が必要となりますので、まずはご相談ください。

※被害防止のために捕獲を行うためには、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、許可が必要になります。原則、狩猟免許有している必要がありますが、条件付きで免許を有していない方でも許可対象となる場合があります。

(例) 自身の敷地内で小型箱わなを設置し、1日1回以上見回りを行い、アライグマやハクビシン等を捕獲する場合

参考

「愛知県ホームページ 野生鳥獣資料室」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/cyojyu-siryositsu.html>)

「ネット農業あいち」

(<https://www.pref.aichi.jp/site/nogyo-aichi/>)

「農林水産省ホームページ 鳥獣害対策コーナー」

(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

「野生鳥獣被害防止マニュアル」(農林水産省ホームページに全文掲載されています)

連絡先 西尾市鳥獣害対策協議会事務局 (西尾市産業部農水振興課)
電話 0563-65-2134